

## 「デジタル・ガバメント推進広域研究会」設立に関する協定書

横須賀市（以下「甲1」という。）、吳市（以下「甲2」という。）、佐世保市（以下「甲3」という。）及び舞鶴市（以下「甲4」という。）とトッパン・フォームズ株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、相互に連携・協力をし、複数の地方公共団体を対象とした業務プロセスの標準化に必要なデジタル技術活用方法について調査・検証をすることで、地方公共団体の職員の生産性の向上、業務負担の軽減を図り、市民サービスの充実に寄与することを目的とする。

### （協定の範囲）

第2条 甲1、甲2、甲3、甲4（以下、甲等といふ。）及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について、連携・協力をするものとする。

- (1) 業務分析・調査に関する事項
- (2) デジタル技術活用による業務プロセス改善に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、デジタル・ガバメント推進に関する事項

2 甲等及び乙は、前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、定期的に協議を行うものとする。また、連携事項の詳細については、甲等乙合意の上、決定する。

3 乙は、この条に定める事項の一部を、甲等との協議により乙の関係会社に実施させることができ。この場合において、各当事者の責任範囲その他必要な事項については、別途書面により定めるものとする。

### （有効期間）

第3条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、この協定による有効期間満了日の3月前までに、甲等又は乙いずれかから更新しない旨の書面による意思表示がなされないときは、自動的に更新されるものとする。

### （機密の保持）

第4条 甲等及び乙は、この協定の履行に関して知り得た相手方の情報を漏らしてはならない。この協定の効力が失われた後も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、事前に相手方の承諾を得た場合は、甲等又は乙以外の者に対し、前項の情報を提供することができる。

### （協定解除）

第5条 甲等又は乙が有効期間の中途においてこの協定の解除を申し出たときは、甲等と乙は協議を行うものとする。この場合において、合意が成立しないときは、甲等又は乙は、相手方に対して解除の1月前までに書面で通知することにより、相手方に何ら責任を負うことなく、この協定を解除することができるものとする。

### （協議）

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲等と乙協議の上これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書5通を作成し、甲等乙それぞれ署名又は記名押印の上、各1通を保有する。

令和2年11月4日

甲1：横須賀市小川町11番地

横須賀市  
横須賀市長

甲2：吳市中央4丁目1番6号

吳市  
吳市長

甲3：佐世保市八幡町1番10号

佐世保市  
佐世保市長

甲4：舞鶴市字北吸1044番地

舞鶴市  
舞鶴市長

乙：東京都港区東新橋1丁目7番3号

トッパン・フォームズ株式会社

代表取締役社長

坂田 甲一